

四半期報告書

(第10期第3四半期)

自 平成21年1月1日

至 平成21年3月31日

株式会社ブロードバンドタワー

(E05494)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	33
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	34

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年5月15日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社ブロードバンドタワー

【英訳名】 BroadBand Tower, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 大 和 敏 彦

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル

【電話番号】 03-5573-8181 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員戦略財務責任者 細 谷 繁

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂四丁目2番6号
住友不動産新赤坂ビル7階

【電話番号】 03-5573-8181 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員戦略財務責任者 細 谷 繁

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第10期 第3四半期連結 累計期間	第10期 第3四半期連結 会計期間	第9期
会計期間	自 平成20年 7月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成21年 1月1日 至 平成21年 3月31日	自 平成19年 7月1日 至 平成20年 6月30日
売上高 (千円)	7,657,357	2,425,619	9,783,227
経常利益 (千円)	170,633	51,480	351,254
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失(△) (千円)	△873,125	37,028	191,571
純資産額 (千円)	—	5,348,062	6,212,509
総資産額 (千円)	—	8,205,669	9,026,836
1株当たり純資産額 (円)	—	57,150.29	66,733.95
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 四半期純損失(△) (円)	△9,579.62	406.21	2,103.13
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	2,055.67
自己資本比率 (%)	—	63.5	67.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	767,927	—	△139,620
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△329,577	—	△894,623
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	89,424	—	1,184,990
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	3,457,479	2,930,676
従業員数 (名)	—	92	87

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第10期第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。また、第10期第3四半期連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	92 (3)
---------	--------

(注) 1 従業員数は、就業人員数であります。

2 臨時従業員数は、派遣社員を含む人員であり、(外書)に当第3四半期連結会計期間の平均人員を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(名)	81 (1)
---------	--------

(注) 1 従業員数は、就業人員数であり、当社から社外への出向者(5名)を除いております。

2 臨時従業員数は、派遣社員を含む人員であり、(外書)に当第3四半期会計期間の平均人員を記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
	金額(千円)
コンピュータプラットフォーム事業	2,064,495
Eコマースプラットフォーム事業	361,123
合計	2,425,619

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)
ヤフー株式会社	1,251,170	51.6

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

当年度は四半期報告制度の導入初年度であるため、「(1) 経営成績の分析」において比較、分析に用いた前年同期数値は、独立監査人による四半期レビューは受けておりません。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、米国金融危機に端を発した世界的な金融の混乱が実体経済に多大な影響を与え、金融機関や輸出関連企業を中心に企業収益が大幅に減少し、景気の悪化が続いております。

当社グループを取り巻くインターネット市場におきましても、EC市場の拡大や企業の運用コスト削減に関連するシステム投資への意欲は見られるものの、全体的には景気悪化による先行きの不透明感から、IT関連投資については減少傾向にあり、経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、次世代クラスタストレージ「Isilonシリーズ」とフレックスホスティングサービスを中心とした販売の加速と、連結子会社の株式会社ビービーエフにおけるECシステム構築支援・運用サービスの販売拡大に注力いたしました。特に株式会社ビービーエフにおいては、拡大するEC市場の中でも、とりわけアパレルEC市場における顧客ニーズを的確に捉えたサービス展開を行った結果、大幅な事業規模の拡大と成長基調の維持を達成することができました。また、経営環境の激変に伴う顧客動向変化への迅速な対応と経営基盤の強化を行うため、組織改革を鋭意推進いたしました。具体的には、マーケティング、プリセールス及び財務機能の充実を目的とした人的資源の再配分により意思決定の迅速化を図るとともに、徹底した業務効率化とコスト削減を推し進める体制整備を行いました。

こうした事業活動の結果、当第3四半期連結会計期間における当社グループの売上高は2,425百万円（前年同期比3.3%減少）、営業利益はコンピュータプラットフォーム事業における売上の成長鈍化が利益を圧迫し、52百万円（前年同期比60.2%減少）となりました。経常利益については51百万円（前年同期比59.8%減少）、四半期純利益については37百万円（前年同期比67.1%減少）となりました。

当第3四半期連結会計期間における事業の種類別セグメントの概況は以下の通りであります。

a) コンピュータプラットフォーム事業

当事業におきましては、首都圏にある当社サイトでの顧客獲得を進めるとともに、フレックスホスティングの新たなサービスラインナップとして、仮想ホスティングサービス「フレックス・クイック」、及びメールソリューションに代表されるアプリケーションサービスを開始することにより売上高の拡大に努めました。また、当社の主力プロダクトである「Isilonシリーズ」のストレージ機器販売についても、ゲーム業界、映像配信事業者などの既存の顧客セグメントに加え、製造事業者を新しいセグメントとした販売活動を展開することにより、売上高の拡大に努めました。その一方で、インターネット市場における全般的な設備投資の減少や業績悪化の影響を受け、当社サイトにおけるスペースサービスの解約やネットワーク接続サービスの契約帯域の減少が発生し、スペースサービス関連の月額売上高が減少いたしました。以上の結果、当事業における売上高は2,064百万円（前年同期比9.3%減少）となりました。営業利益は、徹底したデータセンター設備運用の効率化、関西サイトの減損に伴う減価償却費の低減やその他の固定費削減による原価低減と、販売費及び一般管理費の削減努力により一定の成果を得ることはできましたが、スペースサービス関連売上高の成長鈍化やデータセンターに供給される電気代単

価の上昇等による費用負担の増加が影響し、21百万円（前年同期比82.2%減少）となりました。

b) Eコマースプラットフォーム事業

当事業におきましては、連結子会社である株式会社ビービーエフにおいて資本提携先の三井物産株式会社との協力体制の強化を図ることにより、取り扱いブランド数は大幅に増加し、247ブランドとなりました。これに伴い、新規顧客の獲得と既存顧客サイトでのEC販売額は順調に伸長しております。また同時に、新たな取り組みとして、ブランド商品に限定したアウトレット販売のサイト運営を展開することによりサービスラインアップの充実を図り、事業の拡大に努めました。以上の結果、売上高は361百万円（前年同期比54.7%増加）、営業利益は30百万円（前年同期比172.5%増加）となり、売上高及び営業利益の大幅な成長基調を維持しております。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ821百万円減少し、8,205百万円となりました。これは、主に有形固定資産の減損損失を計上したことによる有形固定資産の減少1,223百万円、有価証券の増加698百万円及び繰延税金資産の増加215百万円によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ43百万円増加し、2,857百万円となりました。これは主に借入金の増加95百万円によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ864百万円減少し、5,348百万円となりました。これは、主に四半期純損失の計上による減少873百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、第2四半期連結会計期間末と比較して563百万円増加し、3,457百万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は、306百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益57百万円、減価償却費92百万円及び売上債権の減少額158百万円等の増加要因があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、37百万円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出30百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により獲得した資金は、295百万円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出202百万円及び短期借入れによる収入500百万円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通しについて重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000
計	320,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年5月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	98,035	98,035	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」)	単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
計	98,035	98,035	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条の21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年6月28日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	325(注)1, 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)6
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,625(注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,043(注)2, 5
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,043 資本組入額 16,022(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2 記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
 - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第 1 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- 4 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき 1 株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の 2 分の 1 を継続して 1 年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
- ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- ④ その他の消却事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第 1 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。
- 6 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

平成16年12月22日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	72(注)1, 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)6
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360(注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800(注)2, 5
新株予約権の行使期間	自平成18年12月23日 至平成23年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる1株の100分の1未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- ① 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。
 - ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
 - ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
 - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
 - ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使できるものとする。
 - ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
 - ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
 - ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき1株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の2分の1を継続して1年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
 - ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
 - ④ その他の消却事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。
- 6 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

平成17年3月17日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	37(注)1, 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)6
新株予約権の目的となる株式の数(株)	185(注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,800(注)2, 5
新株予約権の行使期間	自 平成19年3月18日 至 平成24年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,800 資本組入額 17,400(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。ただし、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整されるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が本新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く)、次の算式により株式数を調整し、調整により生ずる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てることとします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

調整前行使価額は、2 記載の調整前の行使価額を、調整後行使価額は同調整後の行使価額を意味します。上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、株式数は適切に調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権の行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分するときは(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「調整前行使価額」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、その他、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとします。

- 3 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- ① 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ② 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社または当社関連会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ③ 上記②の地位を喪失した場合でも、以下の各号に定める事由に基づく場合には、新株予約権を行使できるものとする。
 - (ア) 対象者である当社の取締役、監査役が、任期満了を理由に退任した場合
 - (イ) 対象者である当社の使用人が、会社都合により転籍した場合
 - (ウ) 対象者である当社の使用人が、定年退職した場合
 - (エ) 対象者である当社の使用人が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ④ 対象者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、相続人は新株予約権を行使できない。尚、対象者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件は、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第 3 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- 4 新株予約権の消却事由および条件は次のとおりであります。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案について、株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ② 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場あるいは日本証券業協会に店頭登録された場合の終値が、新株予約権の行使に際して払込むべき 1 株当たりの金額(調整を行う場合は、調整後の行使価額)の 2 分の 1 を継続して 1 年間下回るときは、新株予約権全てを無償にて消却することができる。
- ③ 新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、無償で消却することができる。
- ④ その他の消却事由および条件については、本株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の対象者との間で締結する「第 3 回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- 5 平成17年9月9日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月18日付をもって普通株式1株を5株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されております。
- 6 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年9月19日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	943(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)6
新株予約権の目的となる株式の数(株)	943(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	32,650(注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年12月26日 至平成27年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 32,650 資本組入額 16,325
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)を次の算式により調整し(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式をもって新株予約権の目的たる株式数とします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し(1株未満の端数は切り捨て)、当該時点で行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とします。

- 2 ① 当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資、ストック・オプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行うこととします。

- ② 本項で規定される行使価額調整式で使用する調整前行使価額は、調整後の行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とします。

本項に規定される行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とします。

- ③ 本項に従い新株予約権の行使価額の調整を行う場合の調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによることとします。
- 調整後行使価額は、(i) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権および新株引受権の行使により新株を発行する場合を除く)は払込期日の翌日以降(ただし、株主割当日がある場合は当該割当日の翌日以降)、(ii) 株式分割の場合は当該株式分割基準日の翌日以降、(iii) 株式併合の場合は会社法第219条第1項に規定する一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用することとします。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社定時株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該議案が承認された株主総会の終結の日以前の日を株式分割の基準日とする場合には、調整後行使価額は、当該議案が承認された株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用することとします。
- なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割の基準日の翌日から当該議案が承認された株主総会の終結の日までに権利を付与された者(以下「新株予約権者」という)が新株予約権を行使した(かかる新株予約権の行使により発行または移転される株式の数を、以下、「承認前行使株式数」という)場合、次の算式により算出される株式数の当社普通株式を新株予約権者に発行または移転することとします。この場合、計算の結果生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てるものとします。
- $$\text{新規発行または移転株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{承認前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$
- ④ 本項に従い行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知するものとします。
- ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知するものとします。
- 3 新株予約権の行使条件および譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- ① 新株予約権者は、当該新株予約権にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要する。
- ② 自己都合により辞任および退職した場合には、新株予約権を行使できない。
- ③ 新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社または当社グループ会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあることを要する。
- ④ 前号の地位を喪失した場合でも、以下に定める事由が認められる場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できるものとする。
- (ア) 当社または当社子会社の取締役、監査役である新株予約権者が、任期満了を理由に退任した場合
- (イ) 当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合により転籍した場合
- (ウ) 当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、定年退職した場合
- (エ) 当社または当社子会社の使用人である新株予約権者が、会社都合または業務上の疾病により解雇された場合
- ⑤ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
- ⑥ 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができる。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認められない。
- ⑦ その他新株予約権の行使の条件は、本決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「第7回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- 4 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
- 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
- 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
- 新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
- 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
- 株式移転により設立する株式会社
- 5 新株予約権の取得の条件
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- 6 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年3月31日	—	98,035	—	2,246,861	—	2,230,153

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年12月31日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,880	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 91,155	91,155	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	98,035	—	—
総株主の議決権	—	91,155	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、名義書換失念株式が1株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同名義書換失念株式の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ブロードバンド タワー	東京都港区赤坂四丁目2 番6号住友不動産新赤坂 ビル	6,880	—	6,880	7.02
計	—	6,880	—	6,880	7.02

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成21年 1月	2月	3月
最高(円)	58,000	51,400	46,300	40,900	35,700	30,150	31,000	29,450	23,450
最低(円)	45,700	40,500	32,400	25,700	28,000	25,000	27,700	19,000	19,700

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場(ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年7月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,957,258	2,930,676
売掛金	1,005,864	1,186,800
有価証券	698,760	—
商品及び製品	266,263	388,741
その他	299,048	255,120
貸倒引当金	△3,457	△12,807
流動資産合計	5,223,738	4,748,530
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1,258,689	2,567,727
機械及び装置（純額）	314,780	362,531
工具、器具及び備品（純額）	568,144	732,906
有形固定資産合計	※1 2,141,613	※1 3,663,166
無形固定資産		
のれん	47,664	61,963
その他	21,910	29,818
無形固定資産合計	69,574	91,781
投資その他の資産	770,743	523,358
固定資産合計	2,981,931	4,278,305
資産合計	8,205,669	9,026,836
負債の部		
流動負債		
買掛金	507,066	504,000
短期借入金	500,000	—
1年内返済予定の長期借入金	※2 405,000	※2 405,000
未払法人税等	29,701	42,673
その他	194,120	228,484
流動負債合計	1,635,888	1,180,158
固定負債		
長期借入金	※2 1,215,000	※2 1,620,000
長期設備関係未払金	6,719	14,168
固定負債合計	1,221,719	1,634,168
負債合計	2,857,607	2,814,327

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,246,861	2,245,991
資本剰余金	2,230,153	2,229,283
利益剰余金	2,079,875	2,953,000
自己株式	△1,348,480	△1,348,480
株主資本合計	5,208,411	6,079,796
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	1,123	—
評価・換算差額等合計	1,123	—
新株予約権	1,952	20,589
少数株主持分	136,575	112,123
純資産合計	5,348,062	6,212,509
負債純資産合計	8,205,669	9,026,836

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)
売上高	7,657,357
売上原価	6,646,274
売上総利益	1,011,083
販売費及び一般管理費	※1 837,669
営業利益	173,413
営業外収益	
受取利息	9,450
受取保険金	9,178
その他	5,406
営業外収益合計	24,035
営業外費用	
支払利息	26,753
その他	63
営業外費用合計	26,816
経常利益	170,633
特別利益	
貸倒引当金戻入額	9,350
新株予約権戻入益	20,589
特別利益合計	29,939
特別損失	
有形固定資産除却損	※2 14,593
減損損失	※3 1,223,880
特別損失合計	1,238,474
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,037,901
法人税、住民税及び事業税	27,278
法人税等調整額	△216,507
法人税等合計	△189,228
少数株主利益	24,451
四半期純損失(△)	△873,125

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
売上高	2,425,619
売上原価	2,098,289
売上総利益	327,330
販売費及び一般管理費	※1 275,228
営業利益	52,102
営業外収益	
受取利息	2,997
違約金収入	1,910
その他	1,330
営業外収益合計	6,238
営業外費用	
支払利息	8,250
為替差損	△1,429
その他	39
営業外費用合計	6,860
経常利益	51,480
特別利益	
貸倒引当金戻入額	5,775
特別利益合計	5,775
特別損失	
有形固定資産除却損	※2 135
特別損失合計	135
税金等調整前四半期純利益	57,120
法人税、住民税及び事業税	△8,650
法人税等調整額	15,970
法人税等合計	7,320
少数株主利益	12,771
四半期純利益	37,028

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,037,901
減価償却費	342,027
減損損失	1,223,880
のれん償却額	14,299
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△9,350
受取利息及び受取配当金	△9,450
支払利息	26,753
有形固定資産除却損	14,593
投資有価証券売却損益(△は益)	△625
新株予約権戻入益	△20,589
売上債権の増減額(△は増加)	187,471
たな卸資産の増減額(△は増加)	111,727
仕入債務の増減額(△は減少)	3,065
未払消費税等の増減額(△は減少)	△6,126
その他	23,191
小計	862,966
利息及び配当金の受取額	9,400
利息の支払額	△45,378
法人税等の支払額	△59,061
営業活動によるキャッシュ・フロー	767,927
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△198,540
有形固定資産の取得による支出	△64,748
ソフトウェアの取得による支出	△1,448
投資有価証券の取得による支出	△55,000
投資有価証券の売却による収入	625
敷金の差入による支出	△16,099
敷金の回収による収入	5,633
投資活動によるキャッシュ・フロー	△329,577
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△405,000
設備関係割賦債務の返済による支出	△7,298
短期借入れによる収入	500,000
株式の発行による収入	1,723
財務活動によるキャッシュ・フロー	89,424
現金及び現金同等物に係る換算差額	△972
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	526,802
現金及び現金同等物の期首残高	2,930,676
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 3,457,479

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)
会計処理基準等に関する事項の変更	重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これによる損益に与える影響はありません。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の耐用年数の変更) 当社及び連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正を契機として、資産の利用状況等を見直した結果、第1四半期連結会計期間より機械及び装置の耐用年数を5～10年から、9年に変更しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ24,744千円増加し、税金等調整前四半期純損失は24,744千円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年6月30日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,945,811千円であります。</p> <p>※2 借入コミットメントライン契約 コミットメントライン契約の総額 2,500,000千円 借入実行残高 2,025,000千円 <hr/> 未実行残高 475,000千円</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,897,242千円であります。</p> <p>※2 借入コミットメントライン契約 コミットメントライン契約の総額 2,500,000千円 借入実行残高 2,025,000千円 <hr/> 未実行残高 475,000千円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)									
※1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与 244,963千円								
※2	有形固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 建物 776千円 機械及び装置 13,760千円 工具、器具及び備品 57千円 <hr/> 合計 14,593千円								
※3	減損損失 当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。 (1) 減損損失を認識した資産の概要 <table border="1"><thead><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">関西サイト (大阪市福島区)</td><td rowspan="3">データセンター 設備等</td><td>建物</td></tr><tr><td>機械及び装置</td></tr><tr><td>工具、器具及び備品</td></tr></tbody></table> (2) 減損損失の認識に至った経緯 当第3四半期連結累計期間において、昨今の金融不安により関西地区の経済状況が一段と悪化したことに伴い、データセンターの市場価格が一層落ち込み、当社の販売価格との間で乖離が発生している状況にあることから、今後の収益を予測した結果、将来において設備投資の回収が困難な見込みであるため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に1,223,880千円計上しております。 (3) 減損損失の内訳 建物 1,153,770千円 機械及び装置 337千円 工具、器具及び備品 69,772千円 <hr/> 合計 1,223,880千円 (4) 資産のグルーピングの方法 当社グループは、管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、その単位を基礎にグルーピングする方法を採用しております。 (5) 回収可能価額の算定方法 当該資産グループの回収可能価額については、将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスになる見込みとなったため、零として評価しております。	場所	用途	種類	関西サイト (大阪市福島区)	データセンター 設備等	建物	機械及び装置	工具、器具及び備品
場所	用途	種類							
関西サイト (大阪市福島区)	データセンター 設備等	建物							
		機械及び装置							
		工具、器具及び備品							

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
※1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与	83,616千円
※2	有形固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。
機械及び装置	135千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)	
※	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金	2,957,258千円
有価証券	698,760千円
計	3,656,019千円
現金同等物以外の有価証券	△198,540千円
現金及び現金同等物	3,457,479千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	98,035

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	6,880

3 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の当第3四半期連結会計期間末残高 提出会社 1,952千円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日) 及び 当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)				
所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の貸借取引に係る方法に準じて処理を行っており、リース取引残高が前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められます。				
1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び残高相当額				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	残高相当額 (千円)
機械及び装置	56,948	52,203	—	4,745
車両運搬具	2,168	1,316	—	851
工具、器具及び備品	92,755	34,576	—	58,179
合計	151,872	88,095	—	63,777
2 未経過リース料残高相当額等 未経過リース料残高相当額				
1年内				30,364千円
1年超				35,182千円
合計				65,546千円
リース資産減損勘定の残高 — 千円				
3 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 (四半期連結累計期間)				
支払リース料				27,521千円
リース資産減損勘定の取崩額				— 千円
減価償却費相当額				25,152千円
支払利息相当額				2,329千円
減損損失				— 千円
(四半期連結会計期間)				
支払リース料				10,262千円
リース資産減損勘定の取崩額				— 千円
減価償却費相当額				9,283千円
支払利息相当額				903千円
減損損失				— 千円
4 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				
5 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年3月31日)

当社グループのデリバティブ取引は、ヘッジ会計を適用しているため、注記の対象から除いておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

	コンピュータプラットフォーム事業 (千円)	Eコマースプラットフォーム事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,064,495	361,123	2,425,619	—	2,425,619
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,668	1,440	4,108	(4,108)	—
計	2,067,163	362,563	2,429,727	(4,108)	2,425,619
営業利益	21,319	30,668	51,988	113	52,102

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日)

	コンピュータプラットフォーム事業 (千円)	Eコマースプラットフォーム事業 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	6,707,641	949,715	7,657,357	—	7,657,357
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	7,984	4,320	12,304	(12,304)	—
計	6,715,625	954,035	7,669,661	(12,304)	7,657,357
営業利益	114,710	58,407	173,118	295	173,413

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
コンピュータプラットフォーム事業	スペースサービス、インターネット接続サービス、運用・監視サービス、マネージドホスティングサービス、プロダクトサービス
Eコマースプラットフォーム事業	ECシステム構築支援・運用サービス、ブロードバンド配信サービス

3 会計処理基準に関する事項の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更による各事業の営業利益に与える影響はありません。

4 追加情報

(有形固定資産の耐用年数の変更)

「追加情報」に記載のとおり、平成20年度の法人税法改正を契機として、資産の利用状況等を見直した結果、第1四半期連結会計期間より機械及び装置の耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方法によった場合と比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益は、「コンピュータプラットフォーム事業」で23,236千円、「Eコマースプラットフォーム事業」で1,508千円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成21年3月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年7月1日至平成21年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年3月31日)	前連結会計年度末 (平成20年6月30日)
1株当たり純資産額 57,150.29円	1株当たり純資産額 66,733.95円

2 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり四半期純損失 9,579.62円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年7月1日 至平成21年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純損失(千円)	873,125
普通株式に係る四半期純損失(千円)	873,125
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	91,144
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	前連結会計年度末に存在しておりました第5回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数750株)及び第6回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数203株)は、平成20年8月27日付で全て無償取得し、消却いたしました。

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純利益	406.21円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの希薄化効果を有しないため、記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	37,028
普通株式に係る四半期純利益(千円)	37,028
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	91,155
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	前連結会計年度末に存在しておりました第5回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数750株)及び第6回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数203株)は、平成20年8月27日付で全て無償取得し、消却いたしました。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月11日

株式会社ブロードバンドタワー
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 井 上 隆 司 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 井 武 志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブロードバンドタワーの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年7月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブロードバンドタワー及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月15日
【会社名】	株式会社ブロードバンドタワー
【英訳名】	BroadBand Tower, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 大和敏彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂四丁目2番6号 住友不動産新赤坂ビル
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役執行役員社長大和敏彦は、当社の第10期第3四半期(自 平成21年1月1日 至 平成21年3月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。